

婚姻無効の訴えに関する国際裁判管轄について

——最近の裁判例を中心に——

佐藤文彦

一 問題の所在

1 婚姻の無効に関連した訴えが提起された場合において、問題となる事実関係が涉外性を帯びているとき、当該訴えについて、わが国に国際裁判管轄があるか否かは、いかに判断されるべきか。

この点については、かねてから言及がなされているところである¹⁾。また、最終的に立法化されなかったものの、「法例改正要綱試案（婚姻の部）」は、「婚姻の無効及び取消の裁判管轄権については、離婚の裁判管轄権に準じるものとする」と²⁾と述べ、この問題の存在は自覚されており、ある程度立ち入っ

た研究もなされていた³⁾。

その一方で、学説上、夫婦間で婚姻関係の消長が争われる場合には、離婚の場合に準じて考えるとしても、第三者が訴えを提起する場合には、「当然事情は異ならざるをえない」として、明確な結論を示さないものの、別個の基準を模索すべきことを指摘する見解⁴⁾がある。また、後述するように、婚姻無効に関する国際裁判管轄につき、自覚的に検討する裁判例が散見される。それにもかかわらず、近時、これを主題的に検討する文献はみあたらない⁵⁾。婚姻関係事件の国際裁判管轄を主題としつつも、離婚の国際裁判管轄に重点を置い

て検討する文献があるにすぎない。このため、これらの裁判例を手がかりに、婚姻無効に関する国際裁判管轄について検討することにも、意義が認められるのではなからうか。

2 以上のような問題関心から、本稿では、近時の裁判例を手がかりに、婚姻無効に関するわが国裁判所の国際裁判管轄について検討を加え、議論の契機を提供しようとするものである。

したがって、まずは、裁判例の基本的な態度が確認される。すなわち、婚姻の無効確認を本案とし、その国際裁判管轄に言及する名古屋地裁判決及び福岡地裁判決である。ついて、関連する裁判例として、国際裁判管轄に直接言及はしていないが、婚姻無効の戸籍訂正を本案とする佐賀家裁審判、そして、戸籍訂正事件の国際裁判管轄に言及する福岡家裁小倉支部審判を確認する。そのうえで、若干の検討を加えることとした。

二 婚姻無効の訴えに関する国際裁判管轄

1 婚姻の無効確認を本案とする訴え

(一) 名古屋地裁平成七年二月一七日判決

(1) まず、わが国に居住する日本人が、韓国に在住する韓

国人に対して提起した婚姻無効確認の訴えにつき、わが国裁判所の国際裁判管轄を肯定した裁判例として、名古屋地裁平成七年二月一七日判決⁷⁾が挙げられる。

本件は、次のような事案である。すなわち、Xは日本国内に住所のある日本人であり、Yは韓国籍を持ち、韓国内に住所を有する外国人である。Xは、平成四年八月二十五日、ソウル市内において、Yとともに、いわゆる合同結婚式に参加し、平成四年一月二日、愛知県犬山市長に対し、被告との間の婚姻の届出をしていた。その後、Xは、届出時にYと婚姻する意思はなかったとして、この届出による婚姻の、無効の確認が求められた。

(2) 名古屋地裁は、次のように述べる。すなわち、「涉外的婚姻無効確認訴訟の国際的裁判管轄については、明確な国際法上の原則が確立されてなく、わが国においても外国人に対する婚姻無効確認訴訟の裁判権については、法例その他の成文法上明確な規定もないのであるから、法律欠缺の場合として条理に基づいて妥当な規範を発見するほかない」ことを前提に、「婚姻無効確認訴訟の国際的裁判管轄の有無を判断するにあたっては、被告たる婚姻当事者が住所を有する国にのみ裁判管轄を認めることを原則とすべきことは、訴訟手続上

の正義の要求にも合致するので、けだし当然というべきである」。

ここでは、被告たる婚姻当事者の住所が基準とされている。したがって、「被告は大韓民国人であり、かつ、住所も韓国にある」本件の場合、わが国裁判所に国際裁判管轄は認められないということになる。

しかし、次のように指摘して、裁判所は、わが国に国際裁判管轄を認めている。すなわち、「大韓民国戸籍上、同国内においては、原告被告間の婚姻の申告は行われていないから、わが国同様法律主義を採用している大韓民国においては、原告被告間の婚姻は未だ形式的にも成立していないこととなり、本件婚姻は、いわゆる跛行婚にあたるものである。そうしてみると、原告は、大韓民国においては、その婚姻無効確認を求める方法がないものと考えられるので、本件の場合、前記国際的裁判管轄の原則に膠着し、被告の住所がわが国になければ、わが国に婚姻無効確認の国際的裁判管轄が認められないとすることは、いわゆる跛行婚を放置することとなり、わが国に住所を有する日本人で、わが国の法律によって婚姻無効確認の請求権を有する者の身分関係に十分な保護を与え得ないこととなり、かえって国際私法生活における正義公平

の理念にもとる結果を将来することとなるものといわなければならない」。そのため、「本件婚姻無効確認請求は、前認定のような特段の事情によるものであり、しかも原告が日本国民であり、かつ、わが国に住所を有する以上、たとえ被告がわが国に住所を有しない者であっても、本件訴訟はわが国の裁判管轄権に属するものと解するを相当とす」と。

(二) 平成八年三月一二日福岡地裁判決

また、この名古屋地裁判決と極めて類似した事案で、理由付けをやや異にしつつも、結論的には同様にわが国裁判所に国際裁判管轄を肯定したのが、平成八年三月一二日福岡地裁判決⁸⁾である。

本件事案は、次のようなものである。すなわち、合同結婚式当時、世界基督教統一神霊協会の信者であった、日本人女性X（日本在住）と大韓民国人Y（韓国在住）とは、平成四年八月二十五日にソウル市内において合同結婚式に参加し、平成四年一月二七日、大牟田市長に対し、婚姻届を提出した。その後、Xは、Yとの婚姻意思がなかったとして、この届出による婚姻の、無効の確認を求めたのが本件である。

(2) まず、本件判決は、次のように述べる。すなわち、「涉外的離婚訴訟の場合においては、原則として被告の住所があ

る国の裁判所に管轄があるが、原告が被告により遺棄された場合、被告が行方不明の場合その他これに準ずる場合には、原告がわが国に住所を有するのであれば、例外的にわが国に管轄があるものと解されているところ、涉外的婚姻無効確認訴訟においても、性質に反しない限り右に準じてよいものと考え、と。先例こそ引用されていないが、ここにいう離婚に関する国際管轄権を判断するための基準は、既に最高裁判所により提示されたものであることは、明らかであろう。

かかる基準に照らせば、本件のように、日本在住の日本人女性が、韓国在住の韓国人男性に対して、婚姻無効確認請求をする場合、原則として日本の裁判所に国際管轄権は認められないことになる。

とはいえ、裁判所は、次のように述べて、例外的にわが国裁判所に国際管轄権があると認定している。すなわち、「被告は未だ婚姻届をその本国において出していないこと、原告と被告は未だかつて同居した事実はまったくないこと、被告は、本件訴状の送達後においても、何も応答していないことが認められ、右の諸事実を照らせば、被告の住所地のある大韓民国に本件訴訟を提起しなければならぬとする事は、かえって条理にもとるといふべきである。」とすると、本

件訴訟については、例外的に、わが国に国際裁判管轄を認めるのが相当である」と。

(三) 小括

(1) これらの判決は、離婚に関する国際裁判管轄を基準として援用するか否かという点を明言するかどうかには違いはあるが、日本人と外国人との婚姻無効の確認を求める国際裁判管轄につき、被告の住所を第一次的な基準としているという点で、共通する。

そのため、日本在住の日本人たる原告が、韓国在住の韓国人たる被告に対し、婚姻の無効確認を求める場合、原則として日本の裁判所に、当該確認の訴えの国際裁判管轄は認められないということになるという点でも、共通する。また、例外的に、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるべきであるという結論も共通する。

異なるのは、例外的に、原告の住所地である日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるための、その根拠である。以下、確認することにして。

(2) 名古屋地裁判決の判示は、一見したところ、著名な最高裁判成八年六月二十四日判決⁹⁾——この名古屋地裁判決が、最高裁判決に先行してくだされているため、その影響を受け

ていないにもかかわらず——想起させる。それは、原告が日本在住の日本人であり、被告の住所地国では、問題となる跛行婚の、婚姻無効確認ないし離婚の訴えを求めることができなと思われる状況にあるという点で、共通するためである。

そのため、この名古屋地裁判決において、例外的に原告の住所地国に国際裁判管轄が認められたのは、離婚に関する国際裁判管轄と同様に、婚姻無効に関しても、一種の緊急管轄が承認されたという理解を考えることができるかもしれない。(3) これに対し、福岡地裁判決は、一般論として、「原告が被告により遺棄された場合、被告が行方不明の場合その他これに準ずる場合には、原告がわが国に住所を有するのであれば、例外的にわが国に管轄があるものと解されている」のであり、「性質に反しない限り」は、これに準じてよいと指摘する。

このうち、そもそも、性質に反しているところがないかどうかに関する指摘はみあたらない。もっとも、この点については、あえて「性質に反」と考えるべき事情がないためであると理解することも可能であろう。

しかし、この離婚の国際裁判管轄権に関するルールに準じて考えるとしても、この例外ルールに該当するかどうかとい

う点については、次のような疑問がある。すなわち、原告被告とがかつて同居したことがなければ、原告が被告に遺棄されたということも通常考えられないであろう。また、被告に訴状が届いている以上、被告が行方不明ということも考えられない。そして、被告が、その本国において婚姻届を提出していないことも、応訴していないことも、被告による遺棄ないし被告の行方不明に準じる場合に該当するとは思われない。

2 戸籍訂正の前提としての婚姻無効

(一) 佐賀家裁判成一一年一月七日審判

婚姻無効が問題となるのは、婚姻無効確認という形で、それが本案として問題となる場合には限られない。戸籍法第一一三条により、戸籍の訂正という形で問題となる場合もある。このような戸籍訂正の申立が裁判所に提起され、当該事案に涉外性が認められる場合、その国際裁判管轄は、いかに考えられるべきか。

そのような、戸籍法第一一三条により、戸籍に記載された婚姻が無効であると、訂正の許可が求められ、黙示的にわが国に国際裁判管轄を認めたのが佐賀家裁判成一一年一月七日審判¹⁰⁾である。本件は、日本人男性が、フィリピン人とフィリ

ピンにおいて婚姻を締結し、日本に婚姻の報告的届出がされたが、このフィリピン人が男性であることが判明し、この者がフィリピンに強制送還された後で、戸籍の訂正の許可が求められたという事案である。

本件審判は、その無効が問題とされた婚姻の相手方が、フィリピンに強制送還され、現在日本に居住していないにもかかわらず、国際裁判管轄について判断することなく、当然のように、戸籍訂正許可の審判をくだしている。

このように、戸籍法第一一三条に基づく戸籍の訂正との関連で、本来国際裁判管轄が問題となると思われるにもかかわらず、この点に立ち入った検討を加える裁判例は、知られる限り、みあたらない。そのため、本件で、わが国に国際裁判管轄が認められた理由を検討する、直接的な手がかりはない。とはいえ、婚姻無効に関する裁判例ではないが、この規定が類推適用される事案で、国際裁判管轄に言及する審判例が存在する。項を改めて検討したい。

(一) 福岡家裁小倉支部平成二十二年二月二日審判

福岡家裁小倉支部平成二十二年二月二日審判¹⁰⁾は、韓国(朝鮮)人が日本でした婚姻届中の、夫の氏名、国籍及び生年月日の記載の訂正が求められたものである。

日本人の戸籍の訂正が問題となっているのであるから、わが国の裁判所に国際裁判管轄がある、と。

この判断を前提とすれば、婚姻の相手方として記載された者の立場をまったく考慮していないということになる。この点は、戸籍法第一一六条によるのではなく、戸籍法第一一三条による戸籍の訂正が許容される場合は、このような事情の考慮を要しない場合であると考えることができるかもしれない。ただし、後述するように、戸籍法における区別を援用することの当否は、別問題である。

(2) その一方で、福岡地裁小倉支部審判それ自体についてみると、検討の余地の残る部分がある。

まず、「いわゆる戸籍訂正事件の国際裁判管轄権については、……事案の性質上、原則としてその者の本国に国際裁判管轄権があると解するのが相当である」というが、「事案の性質」とはいかなるものが明確にされていない。もっとも、それに続く判示に照らして考えるならば、ここにいう訂正されるべき戸籍は、問題となる者の本国における戸籍をいふものとして理解されるべきであろうか。

そうであるとすれば、問題となる者の戸籍が、本国以外にある場合については、このような言明は受諾しない。そこで、

まず、昭和四〇年五月一三日民事甲第七九四号、七九七号民事局長回答を援用しつつ、申し立てられた婚姻届の訂正それ自体につき、「外国人間の婚姻届書類の記載に錯誤ないし遺漏があることを発見した場合には、それが婚姻関係という身分関係に関する事項であることに鑑み、その届出人である外国人は戸籍法一一三条の類推適用により家庭裁判所の許可を得て届書の訂正を申請することができるものと解すべきである」と指摘する。

そして、家庭裁判所の許可との関連で問題となる、「いわゆる戸籍訂正事件の国際裁判管轄権については、日本法において明文の規定はないが、事案の性質上、原則としてその者の本国に国際裁判管轄権があると解するのが相当である。しかし、本件は本国の戸籍の内容を訂正するといったものではなく、外国人が法例の準拠法により日本の方式によって行った婚姻届の記載の訂正を求めるものであって、日本の方式による内容の問題であるから、住所地である日本国に管轄権を認めるのが相当である」と判示する¹¹⁾。

(三) 小括

(1) 福岡地裁小倉支部審判の判旨を前提とすれば、佐賀家裁審判の判断も、容易に首肯することができる。すなわち、

判旨は、「本件は……外国人が法例の準拠法により日本の方式によって行った婚姻届の記載の訂正を求めるものであって、日本の方式による内容の問題である」ことを理由に、申立人の住所地たる日本に管轄権を認めている。要するに、問題となる婚姻届が、日本のものであることを理由として、国際裁判管轄を認めているのである。このような考え方が婚姻無効にそのままあてはまるとすれば、上述のように、婚姻の相手方として記載された者の立場をまったく考慮していないという点が指摘されなければならないであろう。

両者をまとめるならば、日本の戸籍及びこれに準じる文書の訂正に関する国際裁判管轄は、申立人が日本人であれば無条件に、申立人が外国人であれば日本に住所を有することを条件に、日本の裁判所に認められる、といつてことになる¹²⁾。

3 検討

(一) 区別とその根拠

(1) このように、最近の裁判例を敷衍して考えるならば、同じく婚姻の無効となる場合であっても、本案が婚姻無効確認とされているか、それとも戸籍の訂正とされているかで、国際裁判管轄に関する基準が、まったく異なることに

なる。前者では、離婚の国際裁判管轄に関する建前に準じて、被告の住所地位に国際裁判管轄を認めることを原則とし、その内容に若干の相違はあるが、例外的に原告の住所地位に国際裁判管轄を認めようとする。これに対し、後者では、わが国の戸籍（及びこれに準じる文書）の訂正については、基本的に日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることになる。

このような相違は、戸籍法の区別（第一一三条によるか、それとも第一一六条によるか）に起因するものといえようか。（2）このような区別は、一見したところ、妥当な処理のようにもみえる。

もともと、戸籍の記載そのものを訂正しようとする場合、そのような判断をすべきは、当然かつもっぱら日本の裁判所であることは、ほとんど自明とされよう。その意味において、そもそも国際裁判管轄を考慮すべき場合にはあたらなさとさえ言えるのではなからうか。

これに対し、戸籍における記載とは一応切り離しつつ、婚姻無効という身分関係の存否を判断しようとする場合、涉外事件において、もっぱら日本の裁判所がこれを判断すべきであると言えないこともまた、外国における婚姻無効判決が存在し、これが承認されるべきものであるときに、この判決を

きないのではなからうか。そもそも、戸籍法における区別を参照するという点について、疑問がある。

上述の裁判例に限らず、しばしば繰り返されているように、わが国の制定法上、基本的に国際裁判管轄に関するルールは存在しないという認識が——その当否はともかくとして——前提にあつたはずである。このような前提と、国際裁判管轄に関するルールを構成する上で、直ちに戸籍法第一一三条及び第一一六条の区別を援用することは、矛盾するのではなからうか。

もとより、婚姻無効の国際裁判管轄に関する明文規定は存在せず、条理によらざるを得ないのであつて、その条理の内容として、戸籍法の諸規定が参酌されていると理解することも、不可能ではない。とはいえ、それならば、条理の内容として戸籍法の諸規定を参酌することを正当化する理由が示されなければならないであろう。

また、本来戸籍法第一一六条によるべき問題であるにもかかわらず、第一一三条による訂正が裁判所によってなされている場合、戸籍窓口は、この訂正を受けざるを得ないと考えられている¹⁷。この限りにおいて、戸籍法第一一三条による訂正と、第一一六条による訂正との区別は相対的な意味しか

基礎として、戸籍の訂正をなすことは、十分に考えられるであろうことに鑑みれば¹⁸、明らかであろう。そして、この場合には、離婚の国際裁判管轄に準じて考えようという、「法例改正要綱草案（婚姻の部）」の立場にも、相応の理由がある。すなわち、その解説によれば、「婚姻の無効及び取消は、婚姻の成立に関係する問題であるから、その裁判管轄権について、必ずしも離婚に準せしめる必要はない」ものの、「諸国の立法判例の実際は、婚姻の無効および取消裁判管轄権を離婚のそれに準せしめるのが通例であり」、「これは、婚姻の無効および取消は、ひろく婚姻関係の消滅という点では離婚と異ならず、また……實際上、当事者の便宜に適する場合が多いと考えられるからである」¹⁹。このような結論は、主位請求が婚姻の無効確認とされ、予備的に離婚が求められる事例があることに鑑みても、相応の理由があるように思われる。

(3) このような戸籍法における区別を参照することは、戸籍法の公法性を援用することで、あるいは「手続は法廷地法による」の原則を援用することで、さらには条理の内容と理解することで、可能になるかもしれない。

(二) 批判

(1) ただし、このような判断を、直ちに是認することは、もたないものであつて、国際裁判管轄に関する基準を決定しようとする際に、決定的なものとして援用することにも、疑問が向けられることになる。

(2) 仮に、このような区別の参照を正当化できるとしても、戸籍法第一一三条における戸籍訂正との関係で、もっぱら日本の裁判所に管轄権があるという判断について、なお検討の余地が残るように思われる。

元来、戸籍法第一一三条による戸籍の訂正は、「訂正事項が軽微で、親族相続法上の身分関係に何ら影響を及ぼすべき虞れなき場合に限り許される」ものであると指摘されている²⁰。この意味において、わが国裁判所が関与すべき場合は限られているであろうし、前出の福岡家裁小倉支部審判のように、日本でなされた婚姻届中の、夫の氏名、国籍及び生年月日の記載の訂正が、この規定の枠内で認められるべきことに、異論はなからう。また、このような軽微な記載の訂正を、あえて外国裁判所に求めることも、法政策的に妥当ではなからう。その限りにおいて、疑問はない。

しかしながら、このような、戸籍法第一一三条による戸籍訂正の認められる基準に照らして考えれば、婚姻無効は、本来、戸籍法第一一六条によるべきことにならう。この観点に

よると、婚姻無効につき、戸籍法第一一三条による戸籍訂正をなした前出の佐賀家裁判には、疑問が呈せられるべきことになろう。そして、戸籍法第一一六条によるべきことを前提とすれば、フィリピンにおいて、フィリピンの方式で締結された婚姻の無効が問題となり、婚姻無効の相手方がフィリピンに強制送還されている本件事案では、被告の住所地であるフィリピンに婚姻無効確認の訴えを提起すべきことになる。

もとより、佐賀家裁判の事例のように、婚姻当事者双方が男性であり、しかも婚姻無効の主張をしていない当事者が、問題となる事実関係を認めているというような、客観的に婚姻無効が明らかかな場合にまで、無効な婚姻の相手方（たる被告）の住所地（のみ）に国際裁判管轄を認める必要はなく、むしろ日本の裁判所のみ、国際裁判管轄を認めれば足りるのではないかという疑問は、なお残るところである。

(3) また、婚姻無効確認を本案とする訴訟の国際裁判管轄について、離婚の国際裁判管轄を準用するという点についても、前出の福岡地裁判決、名古屋地裁判決に照らして考えると、それが合理的と言えるかどうかという点に、なお検討の余地が残るように思われる。

前述のように、いずれの裁判例においても、原則ではなく、国際裁判管轄につき、「たとえば、婚姻挙行地、婚姻共同生活の本拠地、あるいは、当事者死亡後に戸籍訂正の必要から提起する場合等には、身分登録との関連性（わが国の戸籍については国籍）等を考慮する必要がある」という指摘がある。「ここに」考慮する「とはいかなる意味かははっきりしないが、同じ論者が、「第三者が、特に夫婦双方死亡後に提起する」婚姻関係事件の訴えにつき、離婚訴訟の国際裁判管轄に関するルールに準じるのではなく、「基本的には、婚姻挙行地、婚姻生活関係の本拠地及び一定の場合には当事者の本国等に管轄を認めるべきではなからうか」と指摘していることに鑑みれば、四囲の事情に鑑み、婚姻挙行地、婚姻共同生活の本拠地、そして国籍が、「管轄原因となる」という趣旨であると理解すべきであろう。

その根拠は、述べられていない。推測するならば、当事者の応訴負担という観点を捨象できる場合には、紛争の内実と管轄原因とが結びつけられるべきである、ということであるうか。より具体的に言えば、婚姻関係の消長を判断するうえで、その方式と関連する婚姻挙行地が、また、実質的な婚姻関係の存否と関連する婚姻共同生活の本拠地が、そして、戸籍との関連では国籍が、婚姻関係の消長という紛争の内実と

例外の枠内で事案が処理されており、かつ、最終的な結論として、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められている。このような現象が、事案の特殊性のゆえに、まさに例外的に発生しているかどうかという点はさておくとしても、日本の戸籍に記載された婚姻の無効確認につき、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められているという点では、戸籍の訂正そのものを本案とする審判にかかわる国際裁判管轄に関する判断と、結論において相違はない。また、外国においてはそもそも存在しないが、日本の戸籍には記載されている、いわゆる跛行婚の無効確認が求められている場合において、被告たる相手方が応訴していないとき、その内実は戸籍の訂正にすぎないと評価することも可能である。そうであるとすれば、両者を区別する実益があるかどうか、改めて問われなければならぬであろう。

もとより、被告の応訴負担という観点から、婚姻無効確認訴訟において、被告の住所を国際裁判管轄の基準として度外視することに對する疑念は、なお残るところである。

(4) それならば、いかなる解決が模索されるべきか。近時の学説を手がかりとして、さらに検討を加えることとしよう。わが国の学説上、第三者の提起する婚姻無効確認の訴えの

結びついており、それゆえに管轄原因となるべきである、ということになるうか。そうであるとすれば、そこに挙げられている複数の管轄原因は、その当否はともかく、事案の相違に応じて、管轄原因となるか否かが異なるということになるう。

もっとも、この見解によるとしても、上述の、名古屋地裁判決、福岡地裁判決、佐賀家裁判は、いずれも第三者が婚姻無効確認を求めて訴えを提起した場合ではないので、離婚の国際裁判管轄が基準として援用されるべきことに変わりはない。

(5) とはいえ、紛争の内実という観点からすれば、上述の裁判例は、どのように位置づけられるべきか。

佐賀家裁判の事案では、当事者間で、婚姻関係の無効につき争いがないだけでなく、客観的にみても、当事者双方が男性であり、少なくとも当事者の一方が日本人である場合には、法例第一三条第一項により、その者については日本の民法が適用され、当該婚姻は無効となるため、配分的適用主義を前提とすれば、相手方の本国法の適用結果にかかわらず、少なくとも婚姻が無効となることに、疑いはなからう。

つまり、日本における戸籍の記載の上では婚姻が存在して

いるのに対し、婚姻関係の実体が存在しておらず、いわば形式と実質とが乖離している場合において、その形式を實質に添う形に直すことが、紛争の内実である。このような、わが国戸籍の訂正を目的とする訴えについて、わが国裁判所に国際裁判管轄が認められるべきであるという結論は、外国裁判所にその判断を委ねるべきではないその裏側からの表現ともあいまって、とりわけ当事者間で婚姻無効そのものに争いがない場合には、支持できよう。名古屋地裁判決も、福岡地裁判決も、むしろこのような観点から理解する可能性はなからうか。

そうであるとするれば、実質としての婚姻関係の存否が、当事者間で積極的に争われている場合は別として、離婚の国際裁判管轄に関する準則を援用することなく、独自の管轄原因を構成する可能性が、さらに模索されなければならないであろう。その限りにおいて、婚姻関係事件、なかんずく婚姻無効の訴えに関する国際裁判管轄には、独自性を認める余地がある。

(6) もとより、このような考慮に対しても、なお多くの疑問が残されている。たとえば、管轄原因に紛争の内実という極めて実体法・実質法的な要素を持ち込むことについては、

正が本案とされている裁判の場合、基本的に日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるというのが、裁判例における判断であると理解される。

とはいえ、このような判断にはいくつかの疑問もあり、むしろ、紛争の内実という観点から、戸籍の記載上婚姻は存在するが、その実体がなく、形式と実質とが乖離している場合のような、わが国戸籍の訂正を目的とする訴えについては、端的にわが国裁判所に国際裁判管轄が認められるべきであるという観点から裁判例を理解し、婚姻無効確認に関する国際裁判管轄については、独自性が認められる可能性が示された。もとより、このような理解にも疑問は残るため、なお慎重な検討が必要である。

今後の課題としたい。

(注)

(1) たとえば、江川英文「国際私法に於ける裁判管轄権」法学協会雑誌六〇巻三三〇号一六頁以下。

(2) 山田録一「国際私法の研究」(有斐閣、昭和四四年)二〇七頁及び次頁。

その当否が疑問とされよう。また、外国に住所を有する被告が応訴し、日本の裁判所に国際裁判管轄がないと主張した場合の取り扱いについても、はっきりしないとの疑問が残るであろう。さらに、日本の国際私法上、婚姻意思の不存在を理由とする婚姻無効につき、法例第一三条第一項により、日本人について日本法が適用されるところ、日本法上、客観的に無効であることの明らかな婚姻が記載されている場合にまで、婚姻の相手方の住所地たる外国裁判所に(原則的に)国際裁判管轄を認めるという理解に対する、素朴な違和感ですら、法的評価として考慮の余地なしとしない。

比較法的な観点を加えた、より包括的で、理論的な検討が必要とされる所以である。

三 結語

本稿は、婚姻無効に関する国際裁判管轄のいかんにつき、わが国においてははまだ立ち上った議論が行われていないという認識を前提に、近時の裁判例を手がかりとして、検討が加えられた。

すなわち、婚姻無効確認が本案とされている訴訟の場合、離婚の国際裁判管轄に関する建前に準じて、わが国の戸籍訂

(3) 鈴木敏英「わが国の婚姻無効確認訴訟の国際裁判管轄」法学ジャーナル七九頁以下、同「涉外婚姻無効の裁判管轄についての比較法的考察」法学ジャーナル一頁以下。

(4) 木村・松岡・渡辺「国際私法概論」第三版補訂版(有斐閣、二〇〇一年)二六六頁。なお、渡辺愷之「偽造文書に基づく外国婚姻関係存在確認審判と民法二〇〇条三号」(平成元年度重要判例解説)「別冊ジュリスト九五七号」二六八頁以下)二六九頁をも参照。

(5) たとえば、岡垣・野田(編)「講座・実務家事審判法5 涉外事件関係」(日本評論社、一九九〇年)では、婚姻無効に関する国際裁判管轄は、項目として取り上げられていない。

(6) たとえば、西島太一「身分関係事件の国際裁判管轄各論——婚姻関係事件——」(阪大法学四八巻一号二七五頁他を参照)。

(7) 判例時報一五六二号九八頁以下(横田勝年・判例タイムズ九四五号一九二頁をも参照)。

(8) 判例タイムズ九四〇号二五〇頁以下。

(9) 最高裁判平成八年六月二四日判決・民集五〇巻七号一四五一頁、判例時報一五七八号五六頁、判例タイムズ九二〇号一四一頁、家庭裁判月報四八巻二号五三三頁。

(10) 家庭裁判月報五一巻六号七一頁以下(種村好子・判例タイムズ一〇三六号一七三頁をも参照)。

(11) 家庭裁判月報五三巻六号二一七頁以下。

- (12) なお、「えらうすると、同様の理由により、本件については日本法が準拠法となる」という判示もなされている。
- この点については、別稿で論じることとした。
- (13) ただし、日本に住所を有することを条件とすべきかどうかについては、異論もある。
- (14) 昭和三十一年一月三十一日民甲一七九号民事局長回答を参照。ただし、谷口知平『戸籍法』第三版(有斐閣、昭和六一年)四二六頁は、このような理解に反対する。
- (15) 山田録一『国際私法の研究』(有斐閣、昭和四四年)二〇七頁及び次頁。その他に、たとえば溜池良夫『国際家族法研究』三九四頁も、同旨である。
- (16) たとえば、東京地裁平成三年三月二十九日判決(家庭裁判月報四五巻三号六七頁、判例時報一四二四号八四頁以下)を参照。
- (17) 谷口・前掲書三一九頁、及びそこに引用されている二つの民事局長回答を参照。
- (18) 谷口・前掲書三二七頁。
- (19) 木柵・松岡・渡辺・前掲書二六六頁。
- (20) 渡辺・前掲二六九頁。

(付記)

再校の段階で、名古屋地裁判決の判示につき、示唆を受けるところがあった。

すなわち、当時の韓国国際私法第一五条第一項第二文は、「婚姻締結の方式は、婚姻締結地法による」と規定しており、婚姻挙行地たる韓国法上の形式的成立要件の具備が必要となるところ、名古屋地裁判決の事案では、韓国において婚姻届が提出されていないとされているので、確かに婚姻は形式的にも成立していないように見える。しかし、韓国の戸籍実務においては、届出地が挙行地として認められていたようである。このような戸籍実務の取り扱いを前提とすれば、問題となる韓国人男性と日本人女性との婚姻は、届出地たる日本の法律が婚姻の方式の準拠法となり、日本法上、しかるべき婚姻届が提出されているため、韓国法の視野からも、婚姻の方式は満たされていることになる。したがって、問題となる婚姻は、跛行婚ではないことになるし、韓国で婚姻無効確認を求める方法がないという判断には、しかるべき理由がない、と。

かかる韓国の戸籍実務の存在そのものも、裁判所においてもかかる戸籍実務の運用を前提とした判断がなされているかということについても、筆者の調べ得た範囲では、遺憾ながら、文献の裏付けがとれなかった。とはいえ、右の点は、名古屋地裁判決が、わが国に国際裁判管轄を認める重要な事由にかかわるので、あえて付記しておくとともに、示唆を得られたことに、御礼を申し上げる次第である。